

承認第 4 号

専決処分事項の承認について

土地の処分について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり土地を処分することについて、急施を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分する。

平成 29 年 10 月 10 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 所在地 | 橋本市紀ノ光台一丁目 6 番 10、6 番 11 |
| 2 地目 | 宅地、山林 |
| 3 地積 | 5,977.68 m ² |
| 4 処分金額 | 27,966,599 円 |
| 5 契約の相手方 | |
| 所在地 | 大阪府堺市南区茶山台三丁 21 番 15 号 |
| 会社名 | 株式会社コテック |
| 代表者名 | 代表取締役 小川 仁 |